

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和 8 年（2026 年） 8 月 1 7 日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

(1) 業務の名称

「やまぐち未来躍進プラン」冊子等制作業務

(2) 業務の内容

「やまぐち未来躍進プラン」冊子等制作業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和 7 年山口県告示第 2 1 4 号）に基づく資格審査において、業務の委託の大分類「07 企画・制作」、小分類「07 デザイン企画」について、特 A 又は A ランクの等級に格付けされている者であること
- (4) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (5) この手続の開始の日から令和 8 年 9 月 1 6 日までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 応募要項等の配布

令和 8 年 8 月 1 7 日（月）午前 1 0 時から 9 月 3 日（木）午後 5 時まで、山口県総合企画部政策企画課政策班のホームページに掲載するのでダウンロードすること。

(1) 掲載先 URL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/19/357475.html>

[ホームページのタイトル]

「やまぐち未来躍進プラン」冊子等制作業務に係る公募型プロポーザルの実施について

(2) 掲載資料

- ア 「やまぐち未来躍進プラン」冊子等制作業務公募型プロポーザル応募要項
- イ 「やまぐち未来躍進プラン」冊子等制作業務仕様書
- ウ 「やまぐち未来躍進プラン」骨子案
- エ 「やまぐち未来躍進プラン」第4章作成イメージ
- オ 参加表明書（別記様式1）
- カ 質問書（別記様式2）

4 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

電子メールによること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

山口県総合企画部政策企画課政策班

(3) 提出期限

令和8年9月3日（木）午後5時まで（必着）

5 提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

電子メールによること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

山口県総合企画部政策企画課政策班

(3) 提出期限

令和8年9月16日（木）午後5時まで（必着）

6 審査

審査は、「やまぐち未来躍進プラン」冊子等制作業務審査委員会において、審査基準に基づき実施する。

7 その他

(1) この手続の開始後に、2（3）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年8月25日（火）午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(2) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(3) 詳細については、山口県総合企画部政策企画課政策班（電話 083-933-2516）に問い合わせること。